

ロシア連邦政府決定

2022年5月14日付第873号

「鉛の塊および鉛のくずとスクラップの輸出のライセンス制について」

2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約第47条、2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約附属書7および連邦法「対外貿易活動の国家規制の基本について」第24条第1項第2号にしたがい、市民の生命および健康、環境および動植物の保護の確保を目的として、ロシア連邦政府は下記を**決定する**。

1. 2022年5月15日から11月15日（同日を含む）までの間、鉛のくずとスクラップ（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7802 00 000 0）および鉛の塊（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7801）をロシア連邦からユーラシア経済連合関税領域の域外に向けて搬出することに対して、一方向的にライセンスによる許可手順（以下、「ライセンス制」）を定める。ただし、貴金属を含有する非鉄金属半製品（ユーラシア経済連合対外経済活動商品分類コード7801 99 100 0の一部）はこのかぎりではない。

2. 当該ライセンス制は、ロシア連邦から搬出される鉛の塊および鉛のくずとスクラップであって、2022年5月15日より前にユーラシア経済連合関税領域からの商品搬出を認める通関手続きを通過したもの、およびユーラシア経済連合関税法典第115条および第116条が定める特異事項、またはユーラシア経済連合関税法典第104条第8項にもとづいてユーラシア経済連合加盟国の関税規制に関する法が定める特異事項を勘案して税関申告が行われたものであって、ロシア連邦領外に起点および終点を有する国際中継輸送の枠内でロシア連邦から搬出される商品ではないもの、ならびに外国国家の領土を経由してロシア連邦領内の部分間を移動される商品に対しても、これを適用する。

3. ロシア連邦産業商業省は、「商品の輸出および（または）輸入に対するライセンスおよび許可書の交付規則」（2014年5月29日付ユーラシア経済連合条約附属書7の附属書）が定める手順にしたがって、対外貿易活動参加者に対して、以下の文書および情報の提示を条件として、1回かぎり有効なロシア連邦からの輸出ライセンスを交付する：

危険等級I～IVの廃棄物の収集、輸送、処理、リサイクル、無害化、収容にかかわる活動を申請人が実行するためのライセンスで、廃棄物グループ「消費性能を喪失した電池およびアキュムレーター。ただし、ユニット9に含まれていた輸送手段向けのアキュムレーターをのぞく」および廃棄物グループ「輸送手段のアキュムレーターおよび蓄電池の廃棄物」などに含まれる廃棄物について、危険等級IIの廃棄物の収集、危険等級IIの廃棄物の処理、危険等級IIの廃棄物のリサイクル、危険等級IIの廃棄物の無害化といった、ライセンスの対象とされる種類の業務の存在を見込んだものの登録番号に関する情報、ただし当該廃棄物の危険等級を明示するものとする；

爆発火災危険性および化学的危険性を有する危険等級I～IIIの生産施設の操業にかかわる事業の実施に対するライセンスの登録番号に関する情報；

危険生産施設国家登録簿登録証明書；

鉛製造者の資産総体中の衛生保護ゾーンの大きさの設定に関する主任国家衛生医官の決定、または連邦消費者権利保護・福利監督庁（その地域支部）が行った衛生保護ゾーンの設置に関する決定。

4. ロシア連邦経済発展省は、所定の手順にしたがって以下を行う：

ユーラシア経済委員会に対して、ロシア連邦からの鉛の輸出に対するライセンス制の導入について通告を行う；

ユーラシア経済連合関税領域からの鉛の輸出に対するライセンス制の導入に関する提案をユーラシア経済委員会の検討に付す。

5. 本令が定める権限の行使は、相応の連邦行政機関のロシア連邦政府が定めた上限数の人員および所定の任務にかかわる指導および管理のために当該連邦行政機関に対して定められた連邦予算割当ての範囲内でこれを行う。

ロシア連邦政府議長

M.ミシュスチン